

デイサービスセンター豊浜 利用料一覧

(令和4年10月1日現在)

《通所介護》指定地域密着型通所介護【利用時間7時間以上8時間未満の場合】

①介護保険1割負担(日額)		+	②入浴加算(日額)		+	③サービス提供体制強化加算Ⅲ(日額)		+	昼食代(日額)		=	自己負担合計(日額)		
要介護1	750		加算(Ⅰ)の時	40		6		550		=		自己負担合計(日額)		
要介護2	887		加算(Ⅱ)の時	55										1,346
要介護3	1,028													1,483
要介護4	1,168													1,624
要介護5	1,308													1,764
												1,904		

入浴加算(Ⅰ)の場合

④送迎を行わない場合・・・片道につき -47円/日

⑤科学的介護推進体制加算・・・40円/月

⑥介護職員処遇改善加算Ⅱ・・・(所定単位×43/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

⑦介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ・・・(所定単位×10/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

⑧介護職員等ベースアップ等支援加算・・・(所定単位×11/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

※所定単位とは、①～⑤までにより算定した単位の合計です。

《総合事業通所介護》

①介護保険1割負担(月額)		+	②サービス提供体制強化加算Ⅲ(月額)		=	自己負担合計	
要支援1	1,672			24		月額	昼食代(日額)
要支援2	3,428			48		1,696	550
要支援2(週1回程度)	1,714			24		3,476	
						1,738	

③科学的介護推進体制加算・・・40円/月

④介護職員処遇改善加算Ⅱ・・・(所定単位×43/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

⑤介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ・・・(所定単位×10/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

⑥介護職員等ベースアップ等支援加算・・・(所定単位×11/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

※所定単位とは、①～③までにより算定した単位の合計です。



デイサービスセンター豊浜 利用料一覧

(令和4年10月1日現在)

《通所介護》指定地域密着型通所介護【利用時間7時間以上8時間未満の場合】

①介護保険1割負担(日額)		+	②入浴加算(日額)	+	③サービス提供体制強化加算Ⅲ(日額)	+	昼食代(日額)	=	自己負担合計(日額)
要介護1	1,500		加算(Ⅰ)の時 80		12		550		2,142
要介護2	1,774								2,416
要介護3	2,056		加算(Ⅱ)の時 110					2,698	
要介護4	2,336							2,978	
要介護5	2,616							3,258	

単位(円)
入浴加算(Ⅰ)の場合

④送迎を行わない場合・・・片道につき -94円/日

⑤科学的介護推進体制加算・・・80円/月

⑥介護職員処遇改善加算Ⅱ・・・(所定単位×43/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

⑦介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ・・・(所定単位×10/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

⑧介護職員等ベースアップ等支援加算・・・(所定単位×11/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

※所定単位とは、①～⑤までにより算定した単位の合計です。

《総合事業通所介護》

①介護保険1割負担(月額)		+	②サービス提供体制強化加算Ⅲ(月額)	=	自己負担合計	
					月額	昼食代(日額)
要支援1	3,344		48		3,392	550
要支援2	6,856		96		6,952	
要支援2(週1回程度)	3,428		48		3,476	

単位(円)

③科学的介護推進体制加算・・・80円/月

④介護職員処遇改善加算Ⅱ・・・(所定単位×43/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

⑤介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ・・・(所定単位×10/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

⑥介護職員等ベースアップ等支援加算・・・(所定単位×11/1000)/月(一円未満の端数切り捨て)

※所定単位とは、①～③までにより算定した単位の合計です。

